『乾燥設備作業主任者技能講習』開催のご案内

京都労働局登録京第1号登録有効期限平成31年3月30日公益社団法人京都労働基準協会

労働安全衛生法第14条に基づく乾燥設備作業主任者技能講習を下記の通り開催いたします。 この機会に乾燥設備作業主任者の養成を図られますようご案内いたします。

記

■講習日時 平成27年 12月 7日 (月) 8:55~18:10 ※受付8:30~

8日 (火) 9:00~18:20 ※修了試験を含む

※遅刻、早退、欠席、一部欠講の場合は修了試験の受験ができませんのでご注意下さい。

■講習場所 京都府中小企業会館(京都市右京区西大路五条下ル)

■講 習 科 目 ○乾燥設備及びその付属設備の構造及び取扱に関する知識(4 時間)

- ○乾燥設備、その付属設備等の点検整備及び異常時の処置に関する知識【4 時間】
- ○乾燥作業の管理に関する知識【5時間】
- ○関係法令【2時間】
- ■受講資格 労働安全衛生規則別表第6

乾燥設備の取扱作業に5年以上従事した経験を有する者 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系の正規の 学科を専攻して卒業した者で、その後1年以上乾燥設備の設計、 製作、検査又は取扱の作業に従事した経験を有する者。 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の 正規の学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上乾燥設備の設計、 製作、検査又は取扱の作業に従事した経験を有する者。

■受 講 料 8,640 円 (8,000+消費税)

(受付後の受講料の返還はいたしませんので、ご了承下さい。)

- ■テキスト代 「乾燥作業の安全」1,512円 (消費税込)テキストは、講習会当日にお渡しします。
- ■定 員 100 名(定員になり次第締め切ります。)
- ■受付時間 土・日・祝日を除く9:00から16:00まで
- ■申 込 方 法 受講申込書に所定事項記入の上写真を貼付し、受講料、テキスト代を添えてお申込み下さい。 写真は、申請前 6ヶ月以内に撮影し、単身、上三分身、正面、脱帽、(縦 3cm 横 2.4cm) のもの。不鮮明なもの、顔かたちがはっきりしないもの、サングラスをかけたものは受付できませんのでご注意ください。 ※受付時に写真が用意できない方については、講習会当日写真撮影承ります。カラー写真 8 枚撮り頒価 500 円(消費税込み)
 - ※①~⑤のいづれかを講習開始日に必ずご持参下さい。
 - ①自動車運転免許証 ※IC 化された免許証の場合は、暗証番号1、2(4桁の数字で2組)が必要です。また、暗証番号が分からない場合は、本籍地の記載のある公的書面(住民票等)が必要となります。
 - ②パスポート ③労働安全衛生法に基づく各種免許証 ④写真付技能講習修了証
 - ⑤外国人登録証明書又は在留カード
 - ※修了試験終了後、合格者に修了証をお渡ししますので、印鑑をご持参下さい。
- ■申 込 先 公益社団法人 京都労働基準協会 Tel075-321-2731 Fax075-312-6935 〒615-0042 京都市右京区西院東中水町17番地 京都府中小企業会館6階